

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
1	公募設置等指針	P3	貴市は「民間との連携により魅力的な恐竜の森の創出」を理念の一つに掲げておられますが、貴市設置民営の近隣温泉施設「水芭蕉」とも連携を図っていかれるのでしょうか。その場合今回公募の恐竜の森に宿泊できるというコンセプトの宿泊施設と敵対的関係となる可能性があります。双方とも貴市関与の施設同士の親和性やコンセプトについてのお考えをご教示願います。また、公募に関して「水芭蕉」運営の民間会社が応募する場合、貴市として公正な公募となりますようご配慮願います。	市内の宿泊施設の供給は不足していると考えています。また、今回の公募のコンセプトは豊かな自然という長尾山総合公園を活かすものであり、既存施設と敵対的関係とは考えていません。設置等予定者の決定においては、かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）再整備・管理運営事業公募設置等指針（以下、「指針」という。）に記載する評価基準により、かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）再整備・管理運営事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて適正な審査を行います。
2	公募設置等指針	P4 1-2	区域面積と建築敷地面積は異なると思いますが、建築敷地が1,359,430㎡となりますと、用途上可分と思われる建物用途が複数存在することになります。どのように解釈すればよろしいのでしょうか。また、敷地内の道路は建築基準法上の道路、道路法上の道路ではないということでしょうか。前面道路は市道5-21号線となるのでしょうか。	用途上不可分のものとして取り扱ってください。寺尾交差点から公園内へ約220mについては市道5-23号線（幅員13m）となっており、これを前面道路とします。
3	公募設置等指針	P4 1-2	特定用途制限地域の特定規模集客施設制限地域は、床面積が1,500㎡を超える大型店舗等の集客施設を制限する、とありますが1,359,430㎡が一敷地だとする場合、既存建物の該当部分と新築建物の該当部分の合計が1,500㎡超になってはいけないという事でしょうか。	合計ではなく、建物毎の制限となります。
4	公募設置等指針	P4 1-2	1期エリア内の全ての土地は勝山市所有でしょうか。また、2期エリアは全て未買収でしょうか。	1期エリアには一部未買収の箇所があります。2期エリアは全て未買収です。
5	公募設置等指針	P4 1-2	建物計画のための切り盛りにおける開発行為はかからないものと考えてよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
6	公募設置等指針	P4 1-2	現状の建蔽率の記載はございますが、現状の容積率をご教示ください。	容積率 1.86% A=25,323.44㎡ ※福井県立恐竜博物館機能強化整備後見込み
7	公募設置等指針	P5 1-4	既存駐車場の計約1,360台は、1期エリア内の来園者用駐車場の合計台数でしょうか。場所と台数の内訳をご教示ください。	第1駐車場：普通296、大型19、ハートフル2=317台 第2駐車場：普通357台 第3駐車場：普通273、大型5=278台 第4駐車場：普通206、ハートフル4=210台 その他：普通188、ハートフル12=200台 なお、令和2年10月現在の1期エリア内の駐車台数であり、福井県立恐竜博物館機能強化整備に伴い、現状とは相違があります。
8	公募設置等指針	P5 1-4	既存駐車場の一部を有料化することは可能でしょうか。	現段階では既存駐車場の有料化は不可とします。
9	公募設置等指針	P5	1-3.事業対象区域に関して、「勝山市長尾山総合公園 指定管理業務仕様書」において公園内は5つにゾーニングされているとのことですが、1期エリアにおいて貴市が想定されている、公募対象公園施設、特定公園施設のエリアゾーンがありましたらご教示ください。また、将来2期エリアに事業展開する場合の、開発費用・取付道路・駐車場等の費用負担は民間事業者（SPC）の今回公募の事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	公募対象公園施設、特定公園施設となるエリアは、各事業者様からの提案によります。また、指針P5に記載のとおり、2期エリアへの展開を見据えた計画の提出を可能としていますが、市での想定はありません。将来2期エリアに事業展開する場合の、開発費用・取付道路・駐車場等の費用負担は今回公募の事業範囲外です。

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
10	公募設置等指針	P6 1-4	クマ、サルなどの獣害対策が課題となっているとのことですが、利用者が被害を被った場合について、リスク分担に記載がありませんがどのようにお考えでしょうか。	指針に記載の無い事項は市との協議にて決定します。
11	公募設置等指針	P7	「剰余金が発生する場合は、その50%を勝山市に納付していただきます。」とのことですが、剰余金がマイナスになった場合は逆の取り扱いでよろしいでしょうか。官民連携案件であるため片務的ではないという前提からの質問になります。また、剰余金50%の受け渡しに際し、税務上交際費や寄付金課税のリスクがございます。リスクがある場合には契約文言についてご協議願います。現在の想定契約文言もご教示願います。	現時点で市が補填する予定はありません。契約内容に関しては今後、市との協議により決定します。
12	公募設置等指針	P7 1-5 (2) ④	剰余金が発生する場合は、その50%を勝山市に納付とありますが、欠損金が発生した場合の対応はどのようにお考えでしょうか。	
13	公募設置等指針	P7	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、現場見学会は延期されている状況ですが、現時点における開催有無の見込・時期をご教示下さい。また、現場見学会以外の公募スケジュールの変更について、検討はされているのでしょうか。現時点における新型コロナウイルスの感染拡大のスケジュールへの影響に関する見込みを、ご教示下さい。	新型コロナウイルス感染症に伴う都市部を中心とした緊急事態宣言の延長（～9月30日）や福井県の感染拡大特別警報に伴う人流抑制の観点から、現地説明会は「中止」とします。ただし、現地説明に関しては応募申込者に限り、十分な感染対策をとっていただいた上で要請のあった場合には個別に対応します。現段階においては新型コロナウイルス感染症に伴ったスケジュールへの影響はありません。
14	公募設置等指針	P7 (2) ②	イベントにおいての公園使用料は5%か？便益施設の具体的な用途をご教示ください。	イベントについては、勝山市都市公園条例第7条第1項又は第3項の規定により許可を受けた場合の使用料となります。便益施設や遊戯施設は、都市公園法第5条第1項に規定する公園施設（指針P9参照）となり、収入額に応じた使用料を設定しています。
15	公募設置等指針	P7 (2) ③	除雪について、公募対象公園エリア以外とはどこを指しますか？1-3の地図上の1期エリア以外の場所でしょうか？	市の実施する除雪エリアは稼働している施設を結ぶ主要な園路と駐車場が基本となりますので、公募対象公園施設区域内の除雪については、事業者様の負担となります。除雪範囲については、施設整備計画に基づき、市との協議によって除雪範囲を決定しますが、参考として、応募登録者には現在の除雪範囲資料を提供します。
16	公募設置等指針	P7	勝山市が実施する除雪エリアは公募対象公園施設エリア以外の園路及び駐車場を基本とし、…」との記載がありますが、貴市が実施する除雪エリアは、SPCが都市公園法第5条第1項に規定する公園施設の範囲以外すべてという理解でよろしいでしょうか。	
17	公募設置等指針	P7 (2) ④	年間維持管理の10%の考えは、各SPCが考える維持管理費の10%として良いか？	ご質問のとおりです。ただし、市に対する違約金は、年間維持管理費の10%相当の8,000千円（固定額）とします。
18	公募設置等指針	P7 1-5 (2) ②	民間事業者が収受する公園使用料に「恐竜博物館からの使用料は除く」との記載がありますが、恐竜博物館も公園内のインフラや駐車場等の施設を利用することから、公園使用料を支払うべきと考えます。別途、勝山市より恐竜博物館の公園使用料が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	勝山市公園施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金 都市公園・緑地等事業を活用して実施する既存公園施設の改修費や市が実施する除雪費に充当するため、福井県立恐竜博物館の便益機能からの使用料は市が収受します。なお、市から民間事業者（SPC）に対し、福井県立恐竜博物館の公園使用料相当分の支払いは行いません。
19	公募設置等指針	P7 1-5 (2) ③	勝山市公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の修繕費について、どのような修繕費が対象か、ご教授ください。または、公園施設長寿命化計画の公表をお願いします。	社会資本整備総合交付金の交付対象事業の要件に適合する事業であり、勝山市公園施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金 都市公園・緑地等事業を活用して実施するものとなります。

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
20	公募設置等指針	P7	②公園全体の維持管理・運営費に関して、公園施設の公園使用料（遊戯施設は収入額の10%、便益施設は収入額の5%）とありますが、其々直近数年の貴市へ納付されている使用料金をご教示願います。	平成30年度：18,713千円 令和元年度：22,280千円 令和2年度：11,789千円 ※令和2年7月から徴収している福井県立恐竜博物館からの使用料を除く、かつやまディノパーク及びジオターミナルからの使用料合計
21	公募設置等指針	P7	SPCは貴市に対する違約金800万円を毎年確保するとありますが、不可抗力なども想定され、経営の結果毎年800万円の剰余金を確保できない場合もありうることから、契約満期を待たず契約終了となった場合800万円を支払うという義務を単に負うとの理解でよろしいでしょうか。	8,000千円は違約金であり、指針P18に記載する内容です。また、指針P11に記載のとおり事業中止時は、民間事業者（SPC）の責任で原状回復を行うものとしており、その2年前から市と民間事業者（SPC）が協議を行うものとしており、契約終了となった場合に8,000千円を支払うという義務を単に負うものではありません。
22	公募設置等指針	P7	「年間維持管理費の10%相当の8,000千円」とありますが、年間の維持管理費が現状おおむね80,000千円ということになり、現状はこの費用は主に恐竜博物館の教養施設から収入算定される公園使用料にて賄われていると理解でよろしいでしょうか。代替収益を公募対象施設から賄う算段をするために質問しています。	現時点での年間の公園の維持管理費用を概ね80,000千円と算出しています。現在の指定管理者は公園で自主事業も実施しており、市からの指定管理料と併せて賄われています。
23	公募設置等指針	P7	SPCの収支計画作成に必要なため「除雪費・勝山市公園施設長寿命化計画」の内容についてご開示願います。	市が実施する除雪エリアは指針P7記載のとおりです。応募登録者に対し、勝山市公園施設長寿命化計画における本公園の対象施設について資料をご提供します。
24	公募設置等指針	P7 事業説明会指針 P7,P8	「施設開業時の体制」に関して、「収受する使用料と公園維持管理・運営費における収支において、剰余金が発生する場合は、その50%を貴市に納付する」とありますが、一方8月25日事業説明会時の公募設置等指針P8「想定スキーム図」で、「剰余金が生じた場合は、納付金として市に対する違約金（年間維持管理費の10%相当の固定費（800万円）を超えた額の50%を市に納付する。」と記載に相違がございます。再度ご説明をお願い致します。また、貴市に納付する剰余金の具体的な内容・算式をご教示ください。 例）剰余金＝経常利益	剰余金は下式のとおり考えています。 民間事業者（SPC）の収益－違約金＝剰余金
25	公募設置等指針	P7	既存施設（恐竜博物館含む）の売上げおよび集客について、過去の実績をご教示願います。	福井県立恐竜博物館の入館者数、化石発掘体験の参加者数、かつやまディノパークの利用者数は添付資料に記載しています。その他は提供可能な資料を応募登録者に提供します。
26	公募設置等指針	P7	経済悪化等、想定外の危機が原因でSPCの事業存続が危ぶまれる状況に陥った場合、20年間の事業期間と違約金については、協議対象となるのでしょうか。	20年間は公募設置等計画の認定の有効期間です。指針P11に記載のとおり、事業中止時は、民間事業者（SPC）の責任で原状回復を行うことを原則としており、その2年前から市と民間事業者（SPC）が協議するものとしています。
27	公募設置等指針	P7	宿泊機能を有する施設の計画地について、貴市と民間事業者にて事業用定期借地権（10年以上30年未満）を締結するものと理解して宜しいでしょうか。設置管理許可のみの場合銀行からのプロジェクトファイナンスが難しくなるためファイナンス可能な建付けをご相談願います。	市としては事業用定期借地権を締結する予定はありません。市は民間事業者（SPC）に設置管理許可を与えると共に、事業全体の内容を実施協定として締結します。 ファイナンスに関しては金融機関へお問い合わせください。

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
28	公募設置等指針 (事業説明会)	P8	剰余金が生じた場合は、納付金として市に対する違約金を超えた額の50%を市に納付するとありますが、毎年度の剰余金が8,000千円を超えなければ納付金は無いと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
29	公募設置等指針	P8	公募設置指針のみでは、事業者提案を行うには情報が少ないと考えておりますが、提出時まで別途開示資料（要求水準書や募集要項等）が公表されるのでしょうか。スケジュールに記載がなかったため質問致します。現状の収入（受け取った公園使用料の実績など）と費用（指定管理者の委託料、維持管理費用、施設設置のイニシャル費用など）、近隣市所有施設（水芭蕉ほか）に関する詳細、実施契約、要求水準、モニタリング計画などに関する資料が必要です。	指針に記載のスケジュールにない事項は予定していません。追加資料として長尾山総合公園に関し提供可能な資料を応募登録者に提供します。
30	公募設置等指針	P8	「※10年毎に更新可能」とのことですが、公募設置等指針P18 2-9「(4)指定の取り消し」「②違約金等」に該当する違約金を民間事業者が納付するような事態でない限り、民間事業者が希望する限り、「10年毎に更新」できるという理解でよろしいでしょうか。	事前に市との協議および申請が必要であり、内容が適正と判断された場合は設置管理許可は10年毎に更新が可能です。
31	公募設置等指針	P9	公募対象公園施設の場所について、自然環境に配慮するため、建設に先立ち環境影響評価を実施することと記載されておりますが、オオタカ保全エリアの取り扱いについて、貴市としてはどのようなご見解をお持ちでしょうか。ほか、ハチクマ等猛禽類、サクラバハノキなどの生息も同様にご見解をご教示ください。また、環境アセスは事業そのもののリスクであることから貴市がリスクを負っていただくという理解でよろしいでしょうか。	市が過去に実施した環境影響評価調査結果を踏まえた検討が必要と考えています。事業者様の計画する内容により調査内容が異なると想定されるため、市での実施は予定していません。
32	公募設置等指針	P9 2-2	公募対象公園施設の設置が可能な場所として、代替機能を確保した上で、既存の施設（第3駐車場を除く）での提案も可能とありますが、第1駐車場でも可能でしょうか。	提案は可能です。
33	公募設置等指針	P10 2-4	特定公園施設、屋根付き広場下でのイベントでの利用料はSPCの収入として良いか？	イベント等の収益からの勝山市都市公園条例に基づく使用料は民間事業者（SPC）の収入となります。
34	公募設置等指針	P10 2-5 (1)	令和6年4月に公園全体の供用開始とある一方で、公募対象公園施設は令和7年度中までの段階的な整備も可能とあります。段階的な整備を行った場合、公募対象公園施設からの公園使用料収入が見込めないため、令和6年4月からの公園維持管理費の支払が困難です。段階整備期間の公園維持管理費については、民間事業者の負担に加え勝山市からも支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	令和6年4月からは民間事業者（SPC）が公園全体の管理運営を実施するものであり、市からの指定管理料等の支払いはありません。
35	公募設置等指針	P11 2-6 (1)	既存の駐車場の一部（数台分）を、宿泊や飲食の公募対象公園施設用の専用駐車場として利用・確保することは可能でしょうか？	市と協議の上、事業者様によって相当分の代替駐車場を事前に整備することで、既存駐車場の一部を公募対象公園施設の専用駐車場とすることは可能と考えます。

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
36	公募設置等指針	P11	SPCの責任で管理運営とあり、一部の機能については専門企業に委託したほうがより良いサービスを提供できる可能性もあると考えておりますが、委託して問題ないでしょうか。	SPCの形態は事業者様により様々なケースがあると考えており、SPCからの事業の委託は可能と考えています。
37	公募設置等指針	P11	集客の増加により各種インフラに機能向上(アップ)が必要となった場合、片務的にSPCが整備費用を全面負担するのではなく、貴市と協議のうえ双方で分担することは可能でしょうか。	公募対象公園施設が原因となるものに関しては市は負担しませんが、公募対象公園施設以外が原因となるものに関しては市との協議により決定します。
38	公募設置等指針	P11,P30	不可抗力（感染症、現時点のCOVID-19含む）の影響及び、震災発生時等に貴市から業務の一部又は全部の停止を命じられた場合、民間事業者側の使用料収入が減少する可能性があります。その際は、貴市と民間事業者にて事業期間の延長などの協議は可能と考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
39	公募設置等指針	P11	ロードマップを検討するうえで、各種許認可を取得するための必要な期間を把握する必要があります。既存施設の実績を前提に大まかな必要な許認可、許認可取得に必要な期間など目安をご教示願います（地域の特殊施工条件を把握する目的…雪国、急傾斜(レド)、環境アセス他）。	事業スケジュールは指針P8に記載のとおりとしています。個別の各許認可に関しては設置等予定者決定後の調整となります。
40	公募設置等指針	P12 P13 2-7(1)	特定公園施設の建設範囲は公募対象公園施設を除いた範囲とあるが公募対象公園施設とは明確に分けて設置する必要があるということか？	特定公園施設は、市に対し譲渡することとなるため、管理区分は明確にしてください。
41	公募設置等指針	P12 P13 2-7(1)	震災時利用への配慮として構造的な配慮は必要か？	各施設の建築基準等による耐震性能等を満足した施設としてください。
42	公募設置等指針	P12 2-6(5)	宿泊や飲食の公募対象公園施設の休業日（臨時休業や休業期間など）設定は、運営者で自由に設定することは可能でしょうか？	指針P11に記載のとおり原則通年営業とします。なお、現在の公園は12月29日から翌年1月2日までを休園としており、また、既存施設の休業日等も各施設で設定されていることから、これらを踏まえ、市との協議にて決定します。 【現状】 福井県立恐竜博物館：繁忙期を除き、第2、第4水曜日休館 化石発掘体験(園内)：恐竜博物館の休館日に準ずる。施設整備日は休業。冬期間休業（11月下旬～3月中旬） レインボー無料休憩所売店：恐竜博物館の休館日に準ずる。 かつやまディノパーク：繁忙期を除き、第2、第4水曜日休業、冬期間休業(11月下旬～3月末まで) ジオターミナル：年末年始の公園休園期間は休業。飲食物販に関しては、恐竜博物館の休館日に準ずる。
43	公募設置等指針	P12	2-7.(1)に「・・・雪・雨・熱中症などに対応できる憩いの場所ともなる屋根付き広場（A=400m2以上）の・・・」との記載がありますが、Aとは屋根面積という理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
44	公募設置等指針	P12	上項に関し、「400m2の屋根付き広場」と「地域防災計画に基づき避難場所」を兼ね備えた施設が要求条件と理解して宜しいのでしょうか。これが公募条件で有れば、貴市が想定している地域避難住民の人数をご教示願います。	本公園は勝山市地域防災計画において指定緊急避難場所として位置付けられており、特定の区域の住民を想定したものではありません。なお、現時点では、当公園における避難の実績はありません。

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
45	公募設置等指針	P14 2-7 (4) ㊟	上水道について、容量が足りない想定される場合、勝山市と協議の上、別途受水槽を設けるなどの対策を行ってください。とありますが、その場合の費用負担は、全額勝山市負担と考えてよろしいでしょうか。	各公募対象公園施設の設置による不足を補う部分は事業者様の負担となります。
46	公募設置等指針	P15	特定公園施設の建設にかかる費用の考え方について、「貴市の想定より10%以上削減した額」とありますが、貴市が想定されている金額をご教示願います。また、「貴市の想定より10%以上削減した額」と「貴市負担上限額200,000千円（消費税及び地方消費税を含む）」との関連性をご教示願います。	特定公園施設は提案により内容が異なるため、現段階での市の想定はありません。指針P15に記載のとおり、民間事業者（SPC）から提出される資料および協議を踏まえ、市が積算した額との比較になります。また、200,000千円は屋根付き広場とインフラ施設の事業費として市が想定した事業費です。
47	公募設置等指針	P15	「特定公園施設の建設に要する費用は、・・・公募対象施設、利便増進施設から見込まれる収益等で勝山市の負担額が削減できる場合は、ご提案ください」とありますが、特定公園施設は令和6年3月20日までに整備完了になりますが公募対象施設、利便増進施設から見込まれる収益等はその後令和24年3月まで長期に亘って得る予定です。したがって特定公園施設の建設に要する費用の精算時期と公募対象施設、利便増進施設から見込まれる収益の時期がずれているため、貴市の負担額の削減可能時期が分割され、ずれるという理解でよろしいでしょうか。	公募対象施設、利便増進施設から見込まれる収益等は公募設置等計画の段階で事業者様が想定する見込みであり、事業者様の計画がどの程度収益を見込めるのか、その収益が、将来の公募対象公園施設の想定管理運営費用と比較し、特定公園施設建設段階でどの程度負担できるかをご検討願います。
48	公募設置等指針	P16 2-8	看板または広告塔は、スポーツイベントの告知等を目的として設置するとありますが、掲載企業を募集し、広告収入を得る目的で看板等を設置することは可能でしょうか。	利便増進施設は、指針P16に記載のとおり地域住民の利便の増進に資するものとしており、それ以外の目的で広告収入を得るための設置はできません。なお、福井県屋外広告物条例において本公園は第1種禁止区域となっていますので、看板等を設置したい場合は勝山市との協議が必要です。
49	公募設置等指針		現状の公園の維持管理・運営の明細額を開示願えますか？	指定管理業務に関する費用について、応募登録者に資料を提供します。詳細については直接、指定管理者にお問い合わせください。
50	公募設置等指針	P16	現在、長尾山総合公園の管理者が行っている指定管理業務に対する委託費用（管理料）をご教示願います。	
51	公募設置等指針	P19 様式2-2	公募設置等指針P21、様式2-2委任状等から、公募設置等計画を提出後には、代表企業の変更や構成企業の追加・変更を行う場合は勝山市様の承認が必要と思われませんが、応募申込後、公募設置等計画・提案書の提出までの間の例示した変更については、勝山市様の承認が必要でしょうか。	指針P19に記載のとおり、複数の応募グループへの参加もしくは単独の応募者とならない範囲であれば、公募設置等計画書を追加・変更した内容で提出いただくことで問題ありません。
52	公募設置等指針	P19 3-1 (1)	SPCを市内に設置すると記載がありますが、公募対象公園施設を登記上の本店とすることは可能でしょうか。	指針P19に記載のとおり、設置した公募対象公園施設は、SPCもしくは応募グループ内の担当企業で登記をすることができます。

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
53	公募設置等指針	P20	構成法人と構成法人予定者の違いはどのようなものでしょうか。 構成法人としての応募登録が禁止されている法人についても、構成法人予定者として応募登録し、事業に参加することが可能という意味でしょうか。	指針P19 3-1 (3) 欠格事項により、現公園指定管理者の特定非営利法人恐竜のまち勝山応援隊及び勝山市観光まちづくり株式会社は公平性確保の観点から、応募すること、応募グループのメンバーになることはできないとしています。 各企業は複数の応募者とはなることができませんが、上記2企業に関しては、複数の公募設置等計画の中で構成法人予定者として位置付けることができます。構成法人予定者は、計画認定の際に構成法人として事業に参加することが可能です。 上記2企業と十分に協議を行うようお願いします。
54	公募設置等指針	P21	応募申込書はメールでの提出は不可でしょうか。 (誓約書、委任状等の書式と違い、押印等の必要な箇所もなく、本質問書同様メールでの提出を原則として頂けると幸いです。)	指針P22 3-2 (4) ②では「郵送又は持参により提出してください」としていますが、メールによる提出としていただいても問題ありません。
55	公募設置等指針	様式7	用紙サイズA4、A3の区別は任意で良いか？	令和3年9月17日付けで公表した評価基準に記載したとおり、様式7についてはA4（様式毎に5ページ以内）で作成してください。 なお、イメージ図（パース図）に関してのみA3で作成していただいても構いませんが、図面も含め各様式5ページ以内は厳守してください。
56	公募設置等指針	P22 3-2 (6)	提案書の用紙サイズは、図面等が伴う場合、A3(A4サイズに折り込み)でよろしいでしょうか。	
57	公募設置等指針	P23 3-2 (6)	(プレゼンテーションの資料は、パワーポイントのため) 様式7は、パワーポイントで作成し、用紙サイズはA4及びA3でよろしいでしょうか。	
58	公募設置等指針	P22 3-2 (6)	電子データを1部提出とありますが、PDFでの提出でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。(令和3年9月17日付けで公表した指針P22において修正しています。)
59	公募設置等指針	P26 3-5項目2 (令和3年9月17日付け公表の指針にて内容修正)	評価基準【項目2】に「公募対象公園施設の規模」と記載がありますが、評価基準の内容が不明確ですので、「規模」についてどの様な基準で評価されるのか、ご教示ください	令和3年9月17日付けで公表した評価基準に記載しております。
60	公募設置等指針	P26	二次審査における各評価項目の配点をご教示願います。	令和3年9月17日付けで公表した評価基準に記載しています。
61	公募設置等指針	P29 3-10 (1) (2)	基本協定及び実施協定について、確認・検討したいのですが、案文はいつ頃公表されますか。	公募対象公園施設および特定公園施設が提案により決定するものであり、その内容を踏まえた協定とするため、民間事業者(SPC)との協議を踏まえての作成となります。
62	公募設置等指針	P30 3-11	物価変動リスクがSPCの負担となっておりますが、特定公園施設整備に係る費用については勝山市の負担とすることをご検討いただけますでしょうか。	市との協議の上、決定します。
63	公募設置等指針	P30 3-11	不可抗力リスク(業務の変更、中止、延期、臨時休業)がSPCの負担となっておりますが、協定解除と同じく協議とすることをご検討いただけますでしょうか。	リスク分担は指針P30およびP31のとおりです。なお、記載のない事項に関しては別途協議の上決定します。
64	公募設置等指針	P30 3-11 (1)	不可抗力リスクに新型コロナ等の感染症の蔓延も含まれるのでしょうか。	含まれます。
65	公募設置等指針	P30 3-11 (1)	不可抗力により公募対象公園施設の運営が休業等した場合、公園使用料が減額となり、公園維持管理費が十分に支払えないことが想定されます。その際には、維持管理の仕様変更や公園管理者として勝山市より維持管理費の補填をしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	公募対象公園施設、利便増進施設、自主事業等における収入下落に対しては市からの補填等は予定しておりません。

番号	質疑文書	項目番号	質問事項	回答事項
66	公募設置等指針	P30	リスク分担において、法令変更などに伴う損害負担はSPCと明記されておりますが、PFI契約ガイドラインにおきまして不可抗力、物価変動、法令変更など契約当事者に帰責性がない場合は協議が原則となっています。帰責性がない項目につきましては協議をお願いいたします。	リスク分担は指針P30およびP31のとおりです。なお、記載のない事項に関しては別途協議の上決定します。
67	公募設置等指針	P30 3-11(1)	施設の修繕等リスクは、添付資料10 P6には修繕は「1件当たり30万円以下」かつ「年間250万円まで」と記載があることから、年間最大250万円までの修繕リスクを見込めばよいとの理解でよろしいでしょうか。	添付資料は、現指定管理者との指定管理業務仕様書であり、令和6年度以降は、福井県立恐竜博物館からの公園使用料を除く全ての公園使用料を指定管理者（SPC）が収受することとなるため、通常の施設修繕等については、公園全体管理運営の一元化の中で公園維持管理として金額によらず行っていただきます。社会資本整備総合交付金の交付対象事業の要件に適合する事業であり、勝山市公園施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金 都市公園・緑地等事業を活用して実施するものについては、従前とおり市において実施しますので、協議が必要です。
68	公募設置等指針	P31 3-11	勝山市公園施設長寿命化計画による修繕は貴市の負担とありますが、具体的に当該長寿命化計画による修繕の範囲についてお示しください。	社会資本整備総合交付金の交付対象事業の要件に適合する事業であり、勝山市公園施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金 都市公園・緑地等事業を活用して実施するものとなります。
69	公募設置等指針	P31 3-11	化石含有石について、現場からの運搬、補充はSPCの負担区分となっていますが、頻度やどの程度の量を運ぶのか、お示しいただけますでしょうか。	化石含有石の運搬・補充の頻度は年1回から2回。1回の運搬量は、10tダンプ約20台程度となります。これらの負担に関しては運搬費及び、公園内での受入れに伴う機械借上げ費用が必要となります。ただし、別途、福井県との協議が必要です。
70	長尾山総合公園平面図		既存建物の所有者を示していただきたい。また、その施設のリノベーション等を提案し利用する事は可能か？	既存建物の所有者は、かつやま恐竜の森（長尾山総合公園）における官民連携事業調査業務委託 報告書P16 表3のとおりです。市所有の施設に関しては提案可能です。
71	公募設置等指針	P5 1-4	既存建物を解体して、新たな施設を建設する提案は可能でしょうか。	市所有の施設に関しては提案可能です。しかし、既存施設を解体する場合には、代替施設の設置をお願いします。
72	長尾山総合公園平面図		県立恐竜博物館が利用する土地はどこか？本計画に組み込む事が出来ない土地があるのであればご教示頂きたい。第二恐竜博物館の平面等も分かるのであれば示して頂きたい。	福井県をはじめ、既存事業者が設置管理許可を受けている箇所については応募登録者に資料を提供します。なお、福井県立恐竜博物館機能強化整備に関する平面図については、計画平面図であり、最終的な仕上げとは異なる可能性があります。
73	添付資料		恐竜博物館及び化石発掘体験、ディノパークの利用者数の開示がございましたが、ジオターミナル（飲食物販）の利用者数をご教示願います。	提供可能な資料を応募登録者に提供します。
74	添付資料	指定管理業務仕様書	指定管理業務仕様書に謳われている業務は引き続き継続しなければならないか？例えば、不採算業務の停止等は可能か？	指定管理業務仕様書につきましては、市との協議により見直しを行います。
75	添付資料	指定管理業務仕様書	指定管理業務仕様書（平成25年）P9で、別添「管理運営に係る過去4年間の実績額及び参考額、参照」とありますが記載が無く、または別ファイルも見当たりません。記載箇所をご教示願います。	応募登録者に資料を提供します。